

# 研究通信

No. 123

1981年 4月 刊  
村落社会研究会  
事務局

明治大学農学部  
農村社会学研究室

川崎市多摩区生田 5158  
(044) 911-8181

## 第一回研究会

今年度の共通課題「農村計画——農村自治の課題の展開として——」のための第一回研究会は、一月三十一日、中央大学会館で行われた。報告者は、高橋正郎（農技研）、高橋明善（東京農工大）の両会員にお願いした。参加者は、次の各会員であった。

岩谷三四郎、島崎稔、吉沢四郎、長谷川宏二、安原茂、高山隆三、黒崎八洲次良、中野芳彦、蓮見音彦、皆川勇一、似田貝香門、松田苑子、岡田祐成、大久保武、柄澤行雄、櫻村悦子、荒穂豊、長谷川昭彦。

なお、「報告要旨」および「討論要旨」は、宿題委員会の依頼のもとに、事務局で整理した。

## 第二回研究会（関東地区）開催案内

今年度の共通課題「農村計画——農村自治の課題の展開として——」に向けて、第二回関東地区研究会を次のように開催いたします。

- 一、報告者 青木志郎会員（東京工業大学）
- 一、内容 農村計画の諸問題
- 一、日時 五月十一日（月曜日）午後一時半より
- 一、場所 中央大学会館（国電お茶の水駅下車）

## 第二回研究会（関西地区）開催案内

今年度の共通課題に向けての関西地区の研究会を次のように開催いたしますのでご出席下さい。

- 一、日時 五月九日（土）午後一時〜五時
- 一、場所 京都府立勤労会館 第六会議室  
（京都市烏丸九太町）
- 一、報告 ①橋本和幸氏「明治末における農村計画——和歌山県を事例として——」  
②牛野 正氏「現代における農村計画——神戸市神出村を事例として——」

## 〔報告要旨〕

### 農村計画についての論点

高橋 明 善

#### 一、はじめに

「農村計画」は、戦前では「町村是運動」にはじまり、「経済更生運動」「標準農村建設運動」などがあつた。戦後は、「新農村建設計画」がまずあつた、昭和四〇年頃から「農村計画」あるいは「村づくり・町づくり」など盛んに言われるようになってきた。最近では、農政も次第に「地域づくり」ということに重点を置くようになってきた。

#### 二、農村計画の概念

農村計画とは一体何なのだろうか。その概念を検討する必要があるように思われる。

農林省の「農村整備」農村整備委員会編によれば、『農村計画とは、農村地域の経済と社会、あるいは、農村地域居住者の生産と生活とを計画の対象とする地域計画である。』『計画地域とは、機能的な地域概念である。内部的には目的別同質地域の集合であり、外部的には分極地域（結節地域）として地域階層制を形成する。』また、西ドイツの空間整備の概念についても紹介している。『一つは、地域

のすべての生存現象を計画的に秩序だてること。もう一つは、公共の福祉に役立つ為の土地利用の調整。そして、その指導理念は、(1)国民の自由（個人の自由な発達、住居選択・立地選択・職業選択の自由などを含む）、(2)地域間の社会的均衡、(3)安全達成（職業、居住、リクリエーション、教育など）。』

次に、国土庁の「農村整備の方向と課題」では、農村整備の目標として、二点指摘している。『(1)農村に居住する人々に定住の基礎的条件を整備する。(2)食糧問題・環境問題など、わが国が直面する新しい諸条件の中で、期待される役割を十分に發揮できるような基盤を整備する。』これらの二つの面からの把握はバラドックスであろう。(2)の方には、経営規模を拡大するという意味が含まれているからである。そして、国土庁は「安定感のある地域づくり」などと盛んに「安定感」という言葉を使っている。

三全総についてみると、『地域的特性をいかして、あるいは歴史的・伝統的文化に根ざして、人間と自然との調和のとれた安定感のある健康で文化的な人間的居住の総合的環境を計画的に整備すること』を目標にしている。

自治体レベルについてみると、まず、京都府農業会議「ふるさとを築づく革新自治体の農政」において、自治体農政の基本目標として、『農家とともに地方自治体のもっている諸機能（法律による権限・財政など含む）を民主的に運営することによって、農業と農家のくらしを守るということである。』そして、当面の目標として次の三点をあげている。『(1)農家と地域の条件に応じて、農民の自

主性を基礎に農業を全面的に発展させる。良質・安全な食糧を安定的に供給してゆく。そのための基本的な考えとして、特産地化と総合産地化の両方を進める。つまり、すべての地域が総合産地でなければならぬ。そして、それは地場流通を考える。また、特産地作物は広域流通を考える。(2)農家のくらしを総合的にたかめる。農業生産の担い手を育成する。このために生産組合に結集する形をとる。(3)地域住民と自治体の手による地域の発展。地域に生産と生活の豊かな場をつくり、住みよい環境をつくる。それは住民主体の地域づくり運動の中で、農林漁業を正しく位置づけ、自然と人間社会の循環の回復を促進する。』

また、大阪のある山村の場合は『憲法と民主主義を守り、人間と自然を大切にす町政を一段と発展させる。』としている。

農林省の総合基盤整備事業などのとっかかりをつけた生活改善課の「生活プロジェクト事業」において、基盤を整備することをどう考えていたのか。『農山漁村居住者が豊かで快適な生活を享受し、農業者の定着を図るために農村地域の特性にそくした生活環境整備を促進するとともに、地域社会の構成員として農山漁村居住者の相互の連帯感を醸成し、新しいコミュニティの形成をはかることが必要である。……』

ここで再び、農村計画の定義を考えてみなければならない。石川理紀之助は「農村計画は人づぐりだ」という考え方をもっていたが、これは現実の農村においても根づよくあるように思われる。フィジカルな面とメタフィジカルな面とを合わせて考える必要があるのだ

はないか。とくに、後者は村研で整理してゆかねばならない問題であろう。事例を通して、また戦前から戦後にかけての指導者の考え方を追って、考えてみることも可能であろう。

### 三、地域計画の流れ

農村計画は地域計画とも無関係でないと思われるので、一般的な自治体計画、開発計画の流れをみてみることにしよう。町村合併（昭和二八〜三〇年）、農協合併の意義は考えておく必要がある。これによって、町づくり・村づくりの在り方はかなり変わってくると思われる。この頃から部落会が復活してきて、行政の中に位置づけられてくる。三〇年代は経済開発の時代であったと言えよう。一九六〇年所得倍増計画、六一年全国総合開発計画、六二年新産業都市計画が続く。これらは町村合併を推進しながら拠点開発をおこなってゆくというもので、広域行政と結合した開発であった。農業計画などは無かったといつてよい状況であり、この時期の開発計画は、農村つぶしの計画であったといえよう。

一九六九年地方自治法一部改正をおこなっている。つまり、市町村にその地域における総合的な計画、基本構想を義務づけたものである。この年には二全総（大規模拠点開発）がでる。六九年新都市計画法、農振法、国民生活審議会のコミュニティ問題小委員会「コミュニティ——生活の場における人間性の回復」、七〇年過疎地域対策緊急措置法、自治省「コミュニティに関する対策案」、広域市町村圏振興整備事業、七一年から七二年には厚生省、文部省など「コミ

コミュニティについての報告書、七一年農村地域工業導入促進法、七二年日本列島改造論、七三年地方中核都市圏構想（自治省・建設省）、七四年国土利用計画法、七七年三全総（定住圏構想）、七九年田園都市構想と地域計画が統出し、大きな流れとしては、経済開発から地域ぐるみでの開発へと向ってきた。このような計画が出てくる経済的・社会的・政治的背景についても考えておく必要がある。

それに対応しての農政の主なものだけを見ておくと、六〇年「農業の基本問題と基本対策」、六一「年農基法」、六二年農地法部分改正、六八年の米過剰が大きな転機となつて、六九年稲作生産調整始まる、七〇年総合農政の推進について、農地法の部分改正、七三年総合モデル事業、七六年農村基盤総合整備事業、七七年地域農業特別対策事業、七八年新農法、この時期から農業集落の機能みなおしが言われるようになる。七九年農政審議会が農村整備を農政の重点項目として取り上げる、八〇年農用地利用増進法と展開してきている。

#### 四、事例

##### (1) 岐阜県郡上郡高鷲村の場合

白川村の近くで人口三五〇〇人、積雪高冷地帯。昭和三〇年代に大きな選択がなされた。自衛隊の演習場化問題で六年半の間、村内でもめたが、結局村長が拒否した。その論理は「六年間考えてみて、国の言いなりになって、得をしたことがない」というものであった。その後、いろいろ開発を企てるが、一応成功したのはダイコン栽培（高冷地栽培）である。酪農も盛んになってきて、地域複合が進む。

昭和五〇年頃から農業開発を基本とするようになってきた。

##### (2) 大阪府能勢町板垣の場合

八集落、三五〇戸、うち農家二七〇戸。板垣会館設立をめぐって管理主体をどうするかという問題が起こる。ナイキ基地を住民の運動で拒否し、コミュニティセンターを中心とし、住民の結合をはかり、総合的な村づくりを進めている。指導理念は「個性的な農民をつくる」であり、集会の場ができたことで、世帯間の交流が進み、青年活動が復活し、そして新しいサークルもできてくる。「広場」としての意味を考える必要がある。

##### (3) 静岡県豊岡村の場合

浜松の対岸に位置し、スプロールのな都市化を阻む（農地転用を否定した）。道路整備は進んでいる（行政水準高い）。浜北大橋ができるまでは陸の孤島と言われたところで都市化遅れる。村長の基本姿勢は自主的な土地計画である。村営ゴルフ場をつくり、村内に雇用の場をもうける。また、自立農家振興会設立。これは特異な普及員の管理体制をとっている。つまり、拘束時間自由である。土地管理センターでは酪農家がこれをよく利用し、土地利用型農業を進めている。「時間通りに集まるためには食事を出せばよい」といった方策をもって、「給食方式」・「健康管理カード」がある。

#### 五、まとめ

(1) 農村計画をどうつかまえるかが問題であると思われる。メタフィジカルな面とフィジカルな面とがあるが、究極的には人づくりが

重要である。

(2) 農村の変動期には、農村計画、村づくり・町づくりということが起ってくる訳だが、その発生の歴史的・社会的・政治的背景、ある場合にはイデオロギー的背景の意味を考える必要がある。

(3) 農村計画で一体何を目的とするかということも重要な点である。つまり、物的計画か住民主体の計画かということをおさえてゆかねばならない。価値観、指導理念も検討しなければならない。

(4) 村づくりを推進してゆくのは指導者であるのだから、指導者の存在とそれを支える集団についての検討は必要である。

(5) 農村とは一体何かとの問いも大切である。農政面でも、農業農政から農村農政へと転換してきている。また、圏域も合わせて考えられて然るべきであろう。

(6) 農村計画の対象として何を考えるべきなのか。土地をどう考えればよいのだろうか。現実的には、土地流動化を生活・生産基盤を整えながら考えてゆることが基軸になると思われる。

(7) 共同主体と組織については、伝統的な共同主体としては集落、農協、自治体、あるいは土地改良区が考えられる。集落をどう位置づけるかということは避けて通れない問題である。諸々の組織がどういう形で参加するのか、相互にどうコミュニケーションしているのかなど考える必要がある。

(8) 最後に、地域的自立性の可能性と限界についてであるが、国の計画と地域の計画との関連また参加、民主主義など計画の基本的手法に関して検討してゆかねばならないであろう。

## 農村計画についての論点

高橋 正 郎

### 一、はじめに

報告の課題を①農村計画、②農村自治、③村落、④地域農業の存続・発展という四つの概念を結びつけながら、主題に接近すること。そして、現状認識を前提とし、前望的に論理を展開し、その上に立って、当研究会での究めるべき論点を提示することにおく。

### 二、農村計画における計画とは何か

(1) 計画とはつぎの三つの性格をもつ。

① ある目的を達成するために手段・方法を講じることのための立案である。

② この計画は、それを達成するための行為に結びつくものである。

③ その計画とそれにもとづく行為は、さきの目的に照らして、その達成の度合が評価されねばならない。

(2) 計画と主体について。

(i) 前に示された計画のもつ諸概念はすべて主体にかかわっている。目的設定をする主体、手段・方法の選択と立案をする主体、それを達成するための行為の主体、達成度合を評価する主体等。

(四) 計画・実施主体と計画対象となる主体とが同一である場合とそうでない場合がある。

① 異主体である場合

地域計画の多くは、これである。たとえば、地域間格差の是正、社会投資の配分、低開発地域の開発、水田利用再編にかかわる地域計画など。これらは、いずれも国レベルの問題解決のためのものである。同様のパターンは、県レベル、市町村レベルの計画においてもあり、また、「むらづくり運動」においても存在する。ここでの住民参加の意味と限界が問題となる。

② 同一主体である場合

要するに、地域計画といっても、単に地域を対象とした計画ではなく、地域主体による地域を範囲とした計画が、これである。

(3) 農村自治と農村計画について。

農村自治とは、農村における地域レベルの問題を自らの意志と協同・協働の力をもって解決することであると理解する。したがって、農村自治の展開としての農村計画を考える場合、どうしても計画主体と対象主体とは同一でなければならないということが、論点の第一である。しかし、そのための要件には、以下の重要な点が指摘できる。

三、農村計画における地域意志の形成

(1) 地域意志の要件

農村計画とは、農村住民の合意にもとづく地域意志(目的)を達成する手段である。その地域意志(目的)について、少くとも以下の要件が必要である。

① 農村住民の合意にもとづくものであること。住民が多様化し、目的が多元化した。その多元社会の中での、とくに生産面での合意形成が困難となっている。

② 単に、現存住民の短期的利害にかかわるものだけでなく、長期的な地域の存続にかかわるものでなければならぬ。とくに、農村計画である以上、その場で農業生産が維持・発展できるような、要するに、地域農業としての永続性が、そこに含まれていなければならない。

③ 経済的利害を主とするも、副次的な諸機能の充足も含む多面的なものであること。

④ あくまでも地域住民の主体性に基づくものであるが、その主体性の範囲において、開かれたものであること。例えば、目的達成手段としての制度資金の利用、地域間にまたがる調整問題、地域を規定づけている枠組そのものへの働きかけなど。

⑤ 達成・成就可能な目的であり、また、構成員が自らその達成度を評価しうるものであること。そうでなければ、次の計画への合意形成に結びつかないばかりか、自治としても、計画としても、永続性が実現しえない。

(2) 多元社会における目標統合・合意形成

多元化した目標の共通項として、生活環境整備などでは認められ、合意形成が可能であるが、一般に農業生産面で共通項が少くなり、合意形成が困難になってきていることが論点の一つである。たとえば、集落での話し合いで、意見調整ができず、事業順位がつけられない事例があり、順位づけられても、生活関連の順位が高く、生産面で低いという事例が少くない。ここでは、町村レベルの指導性が重要となる。

(3) 長期的・多面的目的であること。

高齢者の維持する山村での基礎整備を実現した事例があるが、ここでは、農業地域としての永続性を原理としている。また、兼業地域において、防災上、だれかが農業をしてムラに残る必要から、ムラぐるみ営農をすすめている事例があり、ここでは、定住者社会での相互扶助・長期バランスを原理としている。

(4) 合意形成と地域社会における政治的機能の重要性

パーソナルのいうG機能が、とくに多元化した農村社会における合意形成、計画策定とその達成には、きわめて重要な機能となる。これは、とくに上からの計画でなく、住民自らの農村計画のために不可欠の要素となり、論点の一つとなる。

#### 四、地域主体の形成と計画達成

(1) 計画達成の要件

① 達成可能な目的であること。国民経済や社会全体の流れに適合したものでなければならず、また、産地などでは、顧客の要

請に添ったものでなければならぬ。その意味から、地域外の動きについての情報が得られるものが、その地域主体に加わる必要がある。

② 達成できる手段・方法が選択されていること。地域農業の内外の条件に適合したものでなければならぬ。その手段・方法は単一でなく、多くの可能性から選択する必要があり、資金面では、補助事業とのかかわりも必要となる。

③ 達成できる実行体制として、次の二点が考えられる。

① 構成員の主体的参加と組織的な力が有効に駆使されねばならない。そのためには、構成員の誘因と貢献のバランスがとられる必要があるし、構成員個々の目的と組織目的との対立がつねに克服されねばならない。

② つねに変化する環境に対する適応力も必要であるが、計画達成のプロセスは、地域農業マネジメントのプロセスでもある。

(2) 目的達成とテクノクラート

① 集団活動の発展とテクノクラートの発生

① 初歩的集団活動では、構成員個々の目的と集団目的は一致する。たとえば、共同作業、共同利用、共同輸送など。これは、いずれも特定機能についての集団活動であり、平等負担・平等配分を原則とする。

② 一歩進んだ集団活動では、機能・役割の分化分担関係がでてくる。複数の機能における集団活動でみられることだが、

集団の役職（業務）による機能分担が一般化する。しかし、ここでは、まだ異集団間の同じフィールドにおける利益均衡が可能である。たとえば、集団栽培。

④ より進んだ集団活動では、テクノクラートの発生を必然化し、また、必要とする。集団における投資額の増大、その維持のため、また、共販活動におけるマーケティング活動のため、多元社会における目標統合・権利調整のために必要であり、また、達成可能な目標・手段・方法の案出のためにも、変化に対応した適応力をもつためにも必要である。ここでは、そのテクノクラートは構成員から機能を委託されたものであるが、しかし、かれらが自己運動する可能性もあり、構成員個々の目的と集団・組織目標とギャップが生じる可能性もある。

(3) テクノクラートの重要性とその評価

① ここでいうテクノクラートとは、官僚制モデルの組織とは違う。「半定形組織体」のそれである。

② 今後、地域農政など市町村レベルでの農政企画が重要となってくることから、このテクノクラートは、農村計画上きわめて重要となる。

③ 多くの場合、町村産業課職員、農協営農課職員などが、そのテクノクラートとなるが、そのテクノクラートも、実は地域内の兼業農家であり、地域定住者であることから、かれらの在り方によって、主体的な農村計画をつくることが期待できる。

④ 優れた地域再編の事例とそこでのテクノクラートは、静岡県O町や長野県M村の例がある。

(4) したがって、実現可能な農村計画は、集落の社会的統合力とテクノクラートによる企画力、そのセットとしての農村計画であると考えられるが、論点の四つ目は、その両者をいかに具体的に絡め合わせるかにある。

五、むすび

集落には、定住者社会としての論理はあるが、しかし、変化に対して自らを自己変革しうる力はないのではないかと考える。そこでは定住者社会の一員でもあるテクノクラートに期待するところが多いが、しかし、ややもすれば、そのテクノクラートが、国・県の単なる代弁者・代行者になり易い構造をいかに他の定住者の力では正していくかということが、農村計画の基本問題といえよう。

△ 討 論 △

中野 — (高橋明へ) 岐阜県の事例だが、どういうメリットで、

あるいは、どういうことで、とりあげたのか。

高橋明 — いろんなことがあるが、一人の選択で村の方向が変わるということである。

安原 — (高橋明へ) すぐれたリーダー、スタッフが出る条件は



どうなのか。後継者の育成をどうするのか。

長谷川(宏) — お二人からいくつかの事例紹介があったが、どうも今までは後進地区に農村計画ができてきているようで、「家貧しくして孝子顯る」といった感じだが、そのへんはどう理解したらよいのか。

高橋(正) — 私はよくそのへんはわからないが、つくろうとして、つくるとはなかなかむずかしいように思われる。ただ、リーダーがリーダーたる資格は個性プラス環境であると思う。すぐれた事例のモデル調査の意義づけは、リーダーがリーダーたるゆえんは、一定の行為をすることであるのだから、その行為を対象化し、分析すれば、そして、それを一般化すれば、他の地域にもサジェスションできるように思う。

安原 — リーダーの出る条件は一般にあるのではないか。

高橋(明) — また、村の規模にも関係する。村研大会で余田先生が言っていたが、旧村規模の農協は残っていて、活発に動いている。

島崎 — 戦前のリーダーを再生産するメカニズムと戦後のそのメカニズムは、非常にちがうと思う。戦前は地主制に依拠したものであり、農地改革で崩れたあとのそれは、官僚機構であると思う。補助金にうまくとびついた者がリーダーとなるといふ側面が大変重要だと思う。官僚制機構が末端の村をつかむメカニズムをとらえる必要がある。体制に無関係なリーダーシップの論理は形式的過ぎるように思う。

岩谷 — 事例から、テクノクラートの働きをさせる背景はあるか。

高橋(正) — リーダーの機能を働かす条件は、戦略的には組めるところがあるが、そこは普及員がずっと村の調査をしながら、リーダーグループがある「釣の会」を無意識的に形成していることから、それを横につなげていったということがある。リーダーがリーダーグループを形成することは一つのポイントである。また、岡山県の長船町、水田酪農の盛んなところ。ある酪農家が農協総代会で「長船町酪農の将来を語る会」を結成しようと提案して、役場と農協が手を結んでうまくいっている事例がある。これは、下からのもありあがりて出来たものだが、しかし、実際の大多数は役場のあるやり手がうまく補助金をつかってやっているのが普通。もう一点、リーダーの要件ということで、個別合理性と地域合理性という概念を設定できないだろうかと考えている。村落が農業生産の中心であった頃は、地域合理性が主であって、個別合理性がうしろに押しやられていた。日本では典型的には、農地改革以降、個別合理性が軸になって、地域合理性が背後になった。それで、農基法以降、個別合理性だけを追求してゆくと、地域合理性と予定調和関係がなくなってきた。現在では、地域合理性を考える人がいなくなった。地域全体に目をくばる人がいなくなってきた。かつては地主が自分の利害からんで、地域合理性をある意

味でカバーしていたから、リーダーの資格があったのだと思う。現在は、地域全体について一定の配慮をする経済的必然性が農家の中になくなってきたという面がある。今日、この二つの合理性をどういうふうに調和させてゆくかというところが、リーダー論の関係で問題になるのではない。

**黒崎** — 地域合理性で何かをつなぐとすれば、むしろ農業以外のものでつなく、だから、センターがつくられ、そして、その利用が高かったということであるが、しかし、逆に、そこから個別合理性を統合するような地域合理性を生み出してゆく可能性はないのか。

**高橋(正)** — 農業生産にかぶさったものを考えてゆくのは難しい。町内会活動的な生活環境整備は進むだろうけれども。

**岩谷** — 農村自治との関係についてお伺いしたいのだが、とくに生産力の関係から、農村では階層分化の過程の中で、意志が統一しにくくなる。階層間の調和が自治という立場でどう調整されるのか。

**高橋(正)** — 私は、ますます多様化することは必常だと思う。しかし、専業農家は個別自由に経営していたが、今日、地域社会の中で承認されなくなってきた。専業農家が地域との関連を意識しだした。地域合理性をふまえた、より高次の個別合理性を追求する中核農家が出てきた。これが一つの展望になるのではないだろうか。

**安原** — その地域合理性を考慮しなければならぬ条件は。

**高橋(正)** — 畜産公害、機械が大型化して、それを兼業農家などに利用してもらうことで償却するという事など。

**中野** — 僕は千葉県の勝浦の農村に三年前から住んでいる。村の内部では、地域合理性を視野の中に入れていないと、個別合理性は追求できないという状況にある。テクノクライトみたいなものになる条件は、百姓をしていて、村の人々に僕が作ったもの（それは野菜だが）で彼らを感じさせることであると思う。

**島崎** — 「テクノクライトは兼業農家であり、地域定住者である」とされているが、もう少し具体的にテクノクライトのもっている条件は何なのか。

**高橋(正)** — 静岡県大東町大町、かつては大浜町と言われたところ。集落体の水稲の協業栽培が一五年位続いているところ。前産業課長が協業化を実行した。あまりにやりすぎたため、農協から総スカンを喰う。このテクノクライトが左遷される。若い課長に変わると、その課長は、自分の村で手始めに新しいシステムとして、従来の平等出資・出役・配分を一定の請負型に変えてゆき、翌年から各集落の協業経営を実行してゆく、という事例。

**島崎** — テクノクライトという言葉の印象からみると、農政機構上、県の段階とみられるが、高橋(正)さんは、県段階をネガティブに扱っておられるようだが、県段階は無視してよいのか。

高橋(正) — いままで動きからすれば、県は農林行政の主体であつ

たとは考えられない。単なる国のパイプとしての性格が強い。国や県は、農政企画立案者として危険負担がない。町村の場合は社会的危険負担を常に担っている。

似田貝 — 何故、テクノクラートと言わなければならないのか。それから、農村計画とはなにかということ。テクノクラートというものは、リーダーをイメージしたり、あるいは、官僚機構のある段階の官僚そのものを考えたりする訳だが、農村計画の現段階の意味は、たとえば、地域農政を行うためのある自由な枠内の中に農村計画が位置づけられてきているのか、それとも、農村計画ということによって、農村そのものが自己変革の起爆剤になり得るのか、ということなのか。

高橋(正) — 私がテクノクラートという言葉を使ったのは、これが初めてで、以前は地域リーダーという言葉を使っていた。地域リーダーという場合、集落レベル、町村レベル、農協レベルいっしょにして、農村レベルのリーダーを地域リーダーと言ひ、集落レベルのリーダーを末端リーダーと言ひいた。しかし、どうも一般の地域リーダーは集落リーダーを使っていて、どうも明確でないので、テクノクラートという言葉を使ったにすぎない。別にこれに固執するものではない。ただ、リーダーというものとも、市町村農政担当者というものとも若干違うように思えるのである。二番目

の問題は、高橋(明)さんにもお答え願いたいのですが、地域農政の二つの評価であると思う。国の地域を対象にした農政という解釈が一方であるが、私は自治体農政とあえて言っているように地域主体による計画であると思う。そして、それに必要な資金はバックアップするかたちにせざるを得ないと思う。以前よりは、そのように変わってきているように思われる。住民がその地域農業を永續させていこうとする地域意志が形成されれば、自己展開が得られるのではないかと思う。

似田貝 — 地方自治体における地域計画の条件(土地問題や資金のあり方など)が、整備されなければならないのでは。

高橋(正) — そのとうりです。その条件を今回の研究会であらうべくことが、一つの課題となればよいと思う。

高橋(明) — 島崎さんがおっしゃった官僚制機構との関連でリーダー形成をつかむことは、大切なことだと思う。しかし、中野先生が言われたリーダー形成の条件というようなもの、たとえば、共同化集団の中でのリーダー形成も考えられる。つねに、官僚制機構と密着した形でリーダーが形成されるとは思わない。そこが、どう切れて、どう離れるかということも考えてゆかねばならないと思う。

高橋(明) — 農林省の開墾はよくないですね。けずってね。肥沃な土壌を下に入れてしまいます。肥料の先生に聞いたのですが、2t車や4t車で数台分入れたところで、大したことはない。

数万年のストックをつくるには、数十年と入れ続けないとダメだそうです。少々入れたぐらいの堆厩肥じゃどうにもならない。

中野 — 堆厩肥を入れれば、それでよいという意見があるが、それは間違いでしょう。

島崎 — プタの排出量はものすごい量だからね。(高橋(正)へ) 大変大きな盲点だと思っているのだが、合意形成については、生活面では合意形成はできるけれども、生産面では非常にむずかしくなると指摘されています。そのところ、どうなのでしょう。

高橋(正) — 事實は、みなさんおわかりだろうと思うのですけれど、これをどうするかという問題なんです、テクノクラートあたりが、潜在的にある長期的な思考だとか、副次機能を使うまく使って説得するといったようなぐらいいで……

長谷川(宏) — 最近のブロックローテーション方式が、ところどころ出てきているでしょう。この事例などは、集落としての土地利用に関する合意形成なんかはできてはいるはずなんです。転作ということで。

黒崎 — やっぱ、村へ人が戻ってくるということは、人間のストックのポテンシャルは少くとも高まりますよね。それをどうするかが、問題だけれども。それから、サークルとか趣味の会をつくって、コミュニティセンターにみんな集まるのですが、やっぱ、これは高く評価したいという気

持ちが私にはあるんですよ。なぜかという、はっきり言っていて、村は住みやすくなった。今はそういう可能性がある。そうすると、テクノクラートだかりダーだか、誰かがうまく誘導すれば、モティベーションが与えられ、そこから人間のストックが高まっていく可能性がある。そうなる、地域のことを考える人間(農業をやっている、やっていないは関係なく)が出てくるとしますね、そうすると、可能性の問題として、希望がもてないなと思う。

高橋(明) — 豊岡なんかそういう考え方ですね。

長谷川(宏) — ストレイトに人がいるからって、農業振興とむすびつかないところが問題なんです。

吉沢 — (これまで討論の若干の整理として) 似田貝さんから出された問題との関連で、農村計画をする条件を搜るということ、これは高橋(正)さんがお答えになったのですが、農村計画を立てる条件を洗うということが、この研究会の課題ではないのか、という点。島崎さんからの問題提起との関連で、生産面での地域意志の形成は困難であるという点で、それを農業が都市産業として、土地計画まで含めた生産計画を地域計画としてどういうふうに計画するか、という問題があると思う。村の解体がいわれる中で、村の機能は一体どういうものかということも、この生産計画としての農村計画をどう立てるかというものとの関連で、もう一度問われなければならない問題ではないだろうか。農村計画と

いう課題を追求する場合に、どういふ点をわれわれが研究会でボーリングしてゆかねばならぬのかという点について、ご発言いただければ、と思います。

長谷川(宏) — これまでの三回続けたテーマから考えますと、高橋正郎さんが農村自治と農村計画との関連を視野に入れるということを言われてましたが（今日はあまり言われなかったが）、農村自治と農村計画というものとの関連が中心になるべきだろうと思う。

島崎 — それを忘れるといけないから、わざわざ副題としてあるのだ。

長谷川(宏) — 副題をどう生かすかですよ。

似田貝 — 地域主体の農村計画をするということになりますと、そのことが農村自治ということであると思います。

安原 — ただし、その場合に、高橋正郎さんの言葉を使いますと、地域主体、どういふ農民がどういふエネルギーでどう実践していくのだろうかという、そういう問題が付き添っているだろうと思います。今日の高橋(正)さんの話で、大前提となっていた中核農家育成と個別的な経営の限界というような問題設定があったと思うのですが、逆に言いますと、中核農家で五割までいかにせる必要があるのかという、大前提そのものの問題も一つはあると思います。やっぱり、前提となっているのは、個別化の方向だろうと思います。そうしますと、生産における地域での土地管理といったむずか

しい問題がいくつかあるだろう。そういう意味で中核農家を戦略的なポイントにするということは、一つの課題であると思う。

高橋(明) — それから、僕は、地帯（都市化地帯とかいったもの）でかなりちがってくると思うんです。山村なんかの場合、そこで人が生きていけるという、農業を基礎にして、そこでいろんなものを合わせて暮らしているのが農村である、農だけじゃないんだといった地帯の問題と、九千町歩などといった地帯とはかなりちがうと思う。計画を立てる場合に、日本の農業をかんがえて、土地利用計画を立てることは、重要になってくるでしょうし、なんでもいいからといったものもあるわけで、一律に考えないということが必要なのでは。

島崎 — 安原さんの言われた、中核農家という言葉なんです、これはかなり重要な概念で、農林省がかなり前に中核的農家という言葉を使いながら、一回使わなくなった。しかも、この二、三年使っている訳です。その経移はわからないけれど。従来、学会レベルで使っていた中核農家というのは、生産力の変革主体として、どう定置できるかという問題だったと思う。それは、戦前の農業構造から戦後の農業構造への変革のなかでの戦後農業の担い手として、中核農家という大きな課題がかかげられていたと思うのですが、今、このような農業・農村が壊滅的な状況になっている中で、

あらためて主体として、現実の中では、大変むずかしいわけで、願望としての用語として使えば使えるし、農政レベルのように一定の条件を操作的にはめて使うのかという、その辺の理解を一応整理しておいた方がよいだろう。

高山 — 地域的、あるいは時期的にちがった形で、地域合理性と個別合理性がでてきて、どういった形で主体形成にかかわって、自治の問題として出てくるのか。それから、もう一つ、高橋(正)さんで気になるのは、地域的な合理性というものをもて媒介にして、中核農家を育成する、そのプロセスは大変むずかしいけれども、そこで形成される中核農家は、もう、いわゆる概念としての中核農家ではないのではないか。それを、実際に、地域という形で土地利用を入れてまいりますと、個別農家では処理しきれないことが出てきて、農家ハンチュウではない、例えば、企業農家というのか、やはり性格が変わってくると思われるのですが。

高橋(正) — 関連して、何故、今、農村計画という問題をしなければいけないのかということについての共通認識が必要ではないかと思う。高度経済成長時期にも、農村計画というものが、何らかの形であった訳です。町村、あるいは農協が自分の地域内での営農類型に分けまして、将来のモデル営農類型をつくって、それを引っぱっていこうという農村計画が主だったのです。それは別にみますと、産地形成につながっていたのですが、現在は産地形成計画や営農

類型の個別的な展開だけでなく、それ以外のものが視野に入ってきている。それ以外のものは何かということについて、明確に共通認識してゆく必要がある。

島崎 — それは、農村自治をやった最後の年に、大沼さんの個別農家を中心とした大規模経営の矛盾が追求されたときの限界が出されていて、ここでの高橋(正)さんの地域合理性と生産力という問題、そういう形での生産力追求、確立、変革ということが、今ここで、必要なんだという一つの視点に立っているだろうと思う。

高山 — 地域的な生産力の構造(土地利用、あるいは、ストックの問題)を超えて、生産物を有利に販売していくのかというところまで視野に入れていかないと農村計画は失敗してしまう。そういうものを視野に入れていかなければならない状況をどうみるのか。いかに生産物を実現するかということが、農民的関心でもあるし、地域営農計画の中心になってきているような気がしている。そういう意味で、農村計画、あるいは、農業計画が問われているのではないだろうか。

岩谷 — 昨年の私の過疎地域の問題とむすびつけて考えてみると、地域、農村、部落、制度的な自治体としての町村といったものが、重層化しているということはわかる訳ですが、今日、話しにありました、戦後の政府側がやる農村計画の中で、同じ農村地域内での地区間格差というものが、都市対

## 特別研究会報告

農村の格差といわれていたものが、例えば、末端集落と町村役場の所在地なんかの格差という問題が大きくなってきている。言うならば、農村地域における都市対農村の問題が出てきているのではないか。そういう実態に対して、農村計画というエリアは一体どこに、重層化していることはわかるが、現段階において、特にまとをしぼらなければならぬ農村なるものの問題の焦点はどこなのか。一つじゃないと思う。その上に、さらに生産力視点ということをもってきた場合に、そういう地域内部における格差の拡大ということになる、どうも大きな方向としては、末端の切り捨てというような、とくに山間地帯、計画が進むにしたがって、そういう方向に進むのではないだろうか。そのとき、末端というものは、果して、切り捨ててよいものなのだろうか。そういう問題がしりくつついていっているのではなからうか。したがって、農村における計画推進の担い手のようなものが問題になるとすれば、農村内における地区間のバランス問題を計画策定、計画推進、計画目的の中で、どう位置づけるかという問題の中でわかるのではないか。

討論の内容は、いささか冗長になったが、リアリティ重視の点から、若干の整理をおこなって、全貌を掲載した。

一九八〇年の世界農林業センサスの結果がまとまったということ、農水省農林統計情報部の足利課長補佐を招いて、センサスについてお話しを聞く会が、二月一四日中央大学会館において開催された。内容は「八〇年センサス集落調査を中心として——集落調査について——」であり、参加者は、次の各会員であった。

松田苑子、皆川勇一、大久保武、鳥崎稔、吉沢四郎、高山隆三、安原茂、町田敬志、中野芳彦、柄澤行雄、谷口肇、高橋明善、依光正哲、桜庭宏、小池基二、高橋正郎、似田貝香門、蓮見音彦、北川隆吉、長谷川昭彦、荒穂豊。

なお、足利課長補佐の「報告要旨」は、「一九八〇年世界農林業センサス結果概要（四）——農業集落調査——」による。

### 〔報告要旨〕

#### 一 農業集落の戸数・面積規模

- (1) 昭和五五年二月一日（沖繩県にあつては、昭和五四年二月一日）現在における全国の農業集落数、一四万二、三八四集落である。
- (2) 一農業集落当たり平均戸数をみると、総戸数は一四一戸であり、このうち農家数は三三戸、非農家数は一〇八戸と、その比率は

二三対七七で五十年（三十対七十）に比べ、非農家の割合が高まっている。

(3) 農家数規模別農業集落数の構成は「一〇〇〜一九戸」、「二〇〇〜二九戸」がそれぞれ、二五・〇％、二三・二％と多くを占めている。また、農家率（農業集落内の総戸数に占める農家数の割合）で見ると、「八〇％以上」の農業集落は三五・二％、更に、「五〇％以上」の農業集落は六四・六％を占め、農家のウェイトの大きい農業集落が大半を占めている。

(4) 一農業集落当たり平均総土地面積は二四四haであり、このうち耕地は一五・五％（田八・七％、畑六・八％）を占めている。

## 二 農業集落と都市等との関係

(1) DID（人口集中地区）市町村と通勤、買物等を通じて関係のある集落は、九三・四％（四五年、九〇・七％）である。

(2) DID市町村までの通常の交通手段による所要時間別農業集落は「三〇分未満」が四四・五％で、「三〇分〜一時間」が三七・四％である。

(3) 法制上の地域指定と農業集落の関係をみると、八五・六％の農業集落が農業振興地域に該当している。

一方、都市計画区域には四八・四％が該当しており、このうち市街化区域には農業集落の一三・八％が、市街化調整区域には同二二・五％が該当している。

## 三 土地の利用

(1) 四五年（沖縄県は四七年）以降に農業集落内の耕地を道路、住宅敷地など農業以外の用途として集団的に転用した農業集落は六七・〇％である。

(2) この一年間に耕地を売買した事例があった農業集落は三三・一％である。このうち「耕地を耕地」として売買した事例があった農業集落は一六・七％、「耕地を宅地」として売買した事例があった農業集落は二一・九％で、後者の割合が高い。

## 四 農業生産基盤整備

（市街化区域内の農業集落を除く。）

(1) 四五年（沖縄県は四七年）以降に農業構造改善事業や土地改良事業により農業生産基盤整備を実施した農業集落は三三・一％である。

(2) 昭和二十年以降、田の区画整理を実施した農業集落は三四・三％（四五年（沖縄県は四七年）以降実施した農業集落は二一・八％）を占めている。このうち農業集落内の田面積の「七〇％以上」が区画整理されている農業集落は六九・五％に達している。

(3) 農用トラクター（乗用型）が対向できる農道（おおむね幅員三・五m以上）がある農業集落は五八・五％である。



## 五 農業生産の組織化

- (1) 農業団体（総合農協及び実行組合を除く。）に参加している農家がある農業集落は六六・五％であり、四五年に比べると酪農組合、養豚組合、養鶏組合及び養蚕組合などが減少した反面、野菜組合及び花き・緑化木組合は増加している。
- (2) 農業生産組織に参加している農家がある農業集落は二五・七％である。  
類型別には、共同利用組織が二二・〇％と最も多くを占めており、集団栽培組織は二・七％、受託組織は二・三％、畜産生産組織は二・七％となっている。
- (3) 農業集落内にある農業生産組織数は四万一、八七〇であり、このうち共同利用組織は三万一、六四〇、集団栽培組織は三、〇四〇、受託組織は四、〇六〇、畜産生産組織は三、一四〇となっている。  
なお、農業生産組織への参加農家の範囲が農業集落内だけの農業生産組織数割合は、共同利用組織が六四・九％、集団栽培組織が七一・三％、受託組織が四一・四％、畜産生産組織が五四・三％である。
- (4) 共用の農業用施設を四五年に比較してみると、増加しているものは、共同育苗施設（六、四一〇か所）、ライスセンター（一、四〇〇か所）、カントリーエレベーター（二二〇か所）、野菜・果実共同貯蔵施設（七二〇か所）などであり、共用の農業機械で同じく増加しているものは、農用トラクター（乗用型、三万三、四〇〇台）

動力田植機（二万一、五〇〇台）、走行式動力防除機（八、六〇〇台）、自脱型コンバイン（一万六、九〇〇台）、米麦用乾燥機（六、六〇〇台）などである。

## 六 農業集落の共同作業慣行と水管理

（市街化区域内の農業集落を除く。）

- (1) 農業集落内の農道の補修等の作業（道ぶしん）を共同で行っている農業集落は六七・七％である。  
また、農業用排水路の補修・清掃等の作業（溝さらい）を共同で行っている農業集落（沖繩県を除く。）は六三・〇％である。
- (2) 農業用水の取水・配分などの管理・調整を行っている主体別の農業集落割合（沖繩県を除く。）は、水利組合によるものが二七・七％、土地改良区によるものが二五・九％となっており、両者で過半数を占めている。

## 七 農業集落の運営と意思決定

（市街化区域内の農業集落を除く。）

- (1) 農業集落の寄り合い（常会）の開催場所は、「集落管理の集會施設」が七一・三％で最も多い。また、この一年間の農業集落の寄り合いの開催回数は「三〜四回」と「五〜六回」がほぼ同率で、この両者で四四・八％を占めている。
- (2) 農業集落の寄り合いの議題としては「祭り、盆踊り、運動会などの恒例行事の計画・推進」（農業集落の九〇・八％）、「ごみ

処理、上・下水道など生活環境施設の整備・改善」(同四六・〇%)  
について話し合っている農業集落の割合が高い。

また、実行組合の寄り合いでは、「農協・共済組合等の業務の  
協力」(実行組合がある農業集落の七〇・八%)、「水田利用再  
編対策の対応・推進(転作等目標面積の配分調整)」(同六〇・八  
%)について話し合っている実行組合のある農業集落が高い割合  
を示している。

(3) 農業集落の役員についてみると、農業集落の代表者に「農家で  
農業が主の人」がなっている農業集落は五六・八%であり、実行  
組合長のそれは七〇・六%を占めているが、実行組合長でもその  
約三割は農業を主としていない人が担当している。

また、これらの役員の選出方法をみると、農業集落の代表者は  
「選挙」による割合が高く、実行組合長は「輪番」による割合が  
高くなっている。

## 八 農業集落の生活環境

(市街化区域内の農業集落を除く。)

(1) 農業集落から公共機関までの道路距離をみると、市町村役場  
(本所)や農協(本所)まで「四km未満」の農業集落がそれぞれ  
三八・六%、五二・一%を占めている。また「二〇km以上」の農  
業集落もそれぞれ三・五%、二・一%みられる。

(2) 農業集落(沖縄県を除く。)の住民がふだん利用している最寄  
りの公共交通機関は、「バス」を利用する農業集落が七八・七%

と最も多い。しかし、いずれの公共機関も利用できない農業集落  
も五・八%みられる。

また、公共の交通機関を利用できる農業集落についてみると、  
一日当たり、片道の運行回数が「九回以下」の農業集落は、その  
約四割を占めている。

(3) 農業集落の多くの人が利用している医療施設は、「個人病院」  
が六二・九%で最も多い。

また、医療施設までの道路距離についてみると、「四km未満」  
の農業集落が五五・五%を占めているが、「一〇km以上」の農業  
集落も一一・三%みられる。

(4) 農家に水道が普及している農業集落は七三・一%である。

(5) 農家の生活廃棄物の処理方法をみると、し尿の処理はほとんど  
の農業集落が「くみ取り」であるが、このうち「自家処理」によ  
るものが四五・四%を占めている。ごみの処理は「公共機関によ  
るものが五八・五%、「自家処理」によるものが四〇・三%あり、  
また、家庭雑廃水の処理は「農業用排水路に流す」ものが三六・五  
%で最も多く、そのほか「集落内排水溝」によるものが二五・四  
%、「河川に流す」ものが一六・三%となっている。

### 第三回 宿題委員会報告

宿題委員会の第三回会合が、「農村計画に対する問題の提起」を主な議題として、三月一日、中央大学会館においてもたれた。

―出席者委員―

高橋正郎、似田貝香門、吉沢四郎、島崎稔、長谷川昭彦。

なお、各委員が議題にそって、それぞれ、報告がなされた。宿題委員会の依頼のもとに、「報告要旨」は、事務局でまとめた。

#### 〔報告要旨〕

#### 農村計画の歴史的展開について

島崎 稔

本年度、農村計画が共通課題とされた理由としては、まず、村研の課題の展開という点があげられます。過去をふり返ってみますと、「村落生活」という課題を設定した時にまで遡ることができる。そのときの副題として「農民にとつての生活破壊とは何か」であり、その翌年、それを受けて「村落生活の主體的再編成」ということで、二年間続けてきました。その生活破壊という課題は、いわば、ネガティブな（主體的再編成はそれだけを指すのではないが）、否定的な検討であったと思います。その後で、それに対する活性化と言いますか、再生の原理を捜ろうとして、「農村自治」という課

題が設定されたと思います。ただ、「農村自治」は三年間続けてきて、かなり、大きな成果があげられてきました。今回の「農村計画」は、三年間続けたこの課題の「展開として」という副題を付している訳ですから、「農村自治」と「農村計画」は、太い線のような関連をもつべきだと考えています。

三年間、「農村自治」をやってきた中で、積み残した問題がかなりあると思う。その積み残した問題と、それをさらに、自治から計画へという展開とにかかわってくる側面から、課題設定が行われていると思われる。

それでは、積み残した問題とは一体何であろうか。「農村自治」という課題を具体化させてきたつもりだったが、どうも、非常に多くのことが積み残されてしまいました。といいますのは、私が二年前に安原さんと共同執筆で討論経過の整理というところで、年報に書いたのですが、そこで指摘したが、「農村自治」の課題の重要な点、ほとんど残されているからです。

それらの問題点としては、歴史的な考察であります。それは、大きく戦前・戦後に分けて、「農村自治」を歴史体系的に考えることができます。

第一に、戦前として、昭和恐慌期の問題点を取り上げられながら、論議されていないし、発表も二年目、三年目に焦点が合わされていない。したがって、昭和恐慌期の農村自治の在り方ということが埋められねばならない時期であると思われまます。

次に、戦後では、最初から指摘されながら残されているのは、(農

地改革の過程です。戦後の変革期における農村自治の問題として、大変重要だったと思うのですが、これが埋められていないということができません。

第三に、討議の中で、もう一つ論点として出されていたのは、戦後資本主義成立と関連させながら、町村合併の評価ということがあったと思います。とくに、その点を重視しましたのは、蓮見君ですが、例えば、蓮見君の言葉を使えば、「国家独占資本主義という問題の照らし方から、戦後の日本の地方自治の成立を農村の場合、農地改革よりはむしろ町村合併の方に重点を置く」というような取上げ方をしていたと思います。それは、農村自治や地方自治の観点から、農村の自治のエポックを町村合併に置くということでしょうが、これは、かなり重要な論点を示していると考えられるのだが、発表では、それは埋められなかった。そして、町村合併の問題というのは、農村計画の方でも、考え直す必要があるのではないかと思えます。

第四に、現在の問題としては、とくに農政とのかかわりから、地域農政と農村自治という問題が指摘できます。

このような農村自治の積み残された諸課題を、農村計画という観点から埋めてゆくことができれば、今回の副題の主旨にそっていると思っています。これらの問題について、農村計画という点から、もう少しコメントを加えてみますと、第一に、戦前の農村計画の検討をする場合、前の大会では、大正末から昭和恐慌期における農村自治についての発表はユニークであり、論議は煮詰まってきた訳で

すけれども、農村計画という面から、もう少し前の町村是の問題が当然取り上げられるべきものだと思います。町村是の問題と並んで経済更生運動の問題など、戦前段階における「人づくり運動」ということで展開されてきた農村計画であると思います。

それから、二番目に農地改革は取り上げた方がよいと思います。農村計画という点から、その評価は大変むずかしいかも知れませんが、その評価をめぐって、現在、農村計画がせまられているという面からのプラス・マイナスの意義を取り上げておく方がよいのではないかと思います。基本的には、自作農的土地所有、または、零細農的土地所有にもとづく農業構造が崩壊しつつあるという評価を農村計画の方から見直してゆくという課題があるのだらうと思えます。

三番目に、町村合併と農村計画という課題が、やっぱり立てられるのではないか。当時の町村合併に関する諸報告、調査を整理して見直してゆく必要があると思います。今まで、川口さんをはじめ、多くの人々の報告があったが、農村計画の立場からも、かなり重要なものであったと思います。町村合併は昭和二八年から三二、三三年頃まで続いたのであるが、三〇年前後から、かなり積極的に上から押し進められる。そこで、昭和三一年の「新農山漁村建設計画」、いわゆる河野農政がとりあげられるべきであると思います。

四番目は、現状の問題である。現状分析と農村計画をどういうふうにとらえ、どう深めていったらよいか。その現状分析の中で、私は二つの大きな柱を考えてみたい。(1)地域農政と農村計画というこ

と。農政の展開の中で、地域農政というものがどういう意味をもっているのか。これは、農政機構とのからみとして知りたい。ことに基本法農政、総合農政として出てくる地域農政が、農政系統、あるいは、官僚機構のなかで、どういう形で出てくるのか、ということをも含めて、地域農政と農村計画について、たいへん多くの論点があり得ると思います。(2)農村コミュニティの検討は、村の解体論が盛んな今日、是非とも討議にのぼらせたいと思います。自治省ベースで進められている農村コミュニティ政策は、現在では、無視できないかと思えます。

農村計画の現況を考える場合、この両面を考慮合わせてゆかなければならない。それに加えて、特殊な問題として、これはより農政に近いと思いますけれども、補助金との関連で、農村計画とは一体にならぬのか。地域農政と農村計画は、ちがった線で描いた方がよいのかなども含めて、明らかにしてゆくべきだと思います。農政の体系としての農村環境整備事業が、現実にとりだけの実効が上がってそれが農村計画的なものとして、どれだけ役立っているのか、というところをも考える要があると思えます。

### 農村計画と家と村の問題

長谷川 昭彦

まず第一に、この時点において、この農村計画という課題が取り上げられなければならない研究の動機というものを、はっきりさせ

る必要があるのではないかと思います。農村計画という言葉が叫ばれなければならない、そのポイントとしては、よく指摘されるところの「村」が解体してきつつあるということと、「家」がくずれつつある現在の状況下で、それに代わるべき新しいものが何であるかを問題にすべきであると思えます。そのためには、「家」や「村」をもう一度見直してみて、その構造や機能を検討して見る必要があるのではないかと。

こういう観点から考えてみますと、「家」は家族農業経営に基礎をもっており、その家族農業を補完する形で「村」があった。家族経営の農業の一番根幹をなすのは、いうまでもなく、稲作である訳です。ほとんどの農家は、稲をつくり、「村」が水利や農道、肥料の源泉である山林といったものを提供することにより、稲作の栽培の基盤を提起してくれていた訳です。その稲作が、少くとも日本農業の主流を占めておる限りにおいては、「家」というものは十分存続し得るし、それと並んで、「村」も維持される。しかし、この稲作、それ自身が高度経済成長期を経て、食糧制の赤字の問題や稲の生産調整という形で否定を受けてきた。それで、稲の代わりに、稲以外の野菜・果樹・畜産などの各種の作物が導入されてきた。稲作の基盤、基本は「村」にあったわけですが、稲以外の作物が入ってくる、それらを管理保全する主体も変化せざるを得ない。従来の「村」に代わって、農協とか町村の農政課とか、それから県の出張所などといったものが主体になりまして、いわゆる地域農業が問題になってきた。地域農業というのは、農家の経営類型と結びつけない

がら、稲作以外の作物をいかに、ある地域の中で、組み合わせるかということにあるわけです。そして、兼業化の傾向に示されるように、地域農業と並んで地域産業の問題が重要となってくる。かくて、従来の部落や村を超えたより大きな地域というものが、次第にはつきりしてくると思う訳です。

次に、農村計画はそういった地域農業や地域産業の面だけでなく、さらには環境の整備、あるいは、生活のニーズの充足ということが、重要なポイントとしてあるのではないか。この点からみましても、確かに従来の部落などの小さな範囲内で充足したり、配置できるような施設を考えるとともに、かなり広い範囲の地域の環境整備、施設の充足が考えられなければならない。

それから第三の点としては、社会関係、社会構造といった面から、農村計画ということのみをゆかなければならない訳ですが、この面からは人と人との関係、従来の連帯性は崩れつつあるといわれるが、それに代わってどういふものを考えるべきかという問題である。現在、よく言われる「村づくり」において、昔の農村の連帯性をそのまま復活するという「村づくり」になってしまつて、現実の入れものは新しくなっているのに、中味は古いということではよいのであろうか。いままでの村落内部の直接的な結合が、次第に、間接的な、ないし合理的な関係に置きかえられつつあるのではないか。新たな農村の社会関係というものが、当然考えられなければならないのではないかと思ひます。

簡単にまとめみますと、「家」と「村」というものが、次第に

変質しつつあるのが現状であつて、これらを、例えば、地域農業にどういふふうに関係しつつあるか、また、環境の整備、保全にどういったかわりあいをもつていたか、それから、社会関係、社会構造にどう関係があつたかということをも丹念に調べることによつて、「家」と「村」に代わるべき新たなあるものが提起されるのではないだろうか。新たな生活の枠組みを探り出し、創り出してゆくことが農村計画ではないだろうか。

### 豊かな、明るい山村計画について

吉沢 四郎

私は現状分析についての農村計画を山村の事例にしたがつて述べてみたい。農村計画は「村づくり」であり、生産と生活の統合ということが課題となると思ひます。そして、計画の主体として、人間の立場が考えられなければならない。また、計画の究極的な課題としては、「豊かな、明るい山村」ということがいわれる訳ですが、この「豊かな」というのは、経済的基礎づくりという側面であり、これには一方では、生産基盤の造成で、もう一つは労働力、土地、資本の合理的な結合としての個別経営の充実ということである。もう一つの「明るい」という側面は、近代的、人間的な社会づくり、つまり、コミュニティ形成ということである。このコミュニティ形成の一つのサイドには、生活環境づくりがあげられる。これには、集落配置、水の供給施設、排水施設、コミュニティ施設、教育施設、

医療施設などをどうするかという問題がある。もう一つには、合意形成の問題が指摘できる。村の共同意識をどうつくるか。共同の目標設定、共同の組織形成が重要である。これと結びついて、リーダーシップが問題となるであろう。

以上のことから、事例として、静岡県竜山村の村づくりを報告したいと思います。ここでは、昭和四二年に「ムツミ製材工場」、四五年に「内外縫製工場」、四六年に「花木（シキミ）生産」、四八年に「小径木加工工場」・「天竜材住宅販売株式会社」、五一年に「小角材製材」を誘致し、つくっている。村づくりの第一の柱である「豊かな」という側面は、このように立体的生産工場を形成したことにもみられる。第二の柱としては、第一次林業、山村振興農林漁業特別開発事業（昭和四四年～四七年）という事業を行ない、補助金を導入していった。第三の柱として、青山さんというリーダーが組織化をしていったことである。このように、特殊な事例を通して「村づくり」の類型化ができないものかと思えます。

最後に、「村」の再評価を提唱したい。農業生産の組織という点で村は重要な意味をもっており、農村計画をする場合、「村」は歴史的使命をもってあるべきではないかと思われる。

## 農村計画と農政の諸問題

似田貝 香門

農村計画を考える場合、二つのレベルで考える必要がある。一つ

は、農政と農村計画との関係であり、もう一つは、農村計画それ自体を即目的・理想的に考えればどうかという問題とである。

第一のレベルの問題として、農政と農村計画とのかかわりをみる場合、農村計画はむしろ農政の下位体系に属するものと思われる。

この意味で、農村計画は官僚機構と不可分である。また、農村計画は、地域の類型によって異なる。例えば、都市近郊とか専業農家の少ないところでは、生活環境整備が主となり、都市計画の農村版という形をとってくる。自治体レベルで農業にかかわる生活環境整備という場合、総合計画という形をとる。これを部落や地域に下ろしていくことは非常に難しい。この点では、地域に住む人たちの要求や実践という意味で、主体的編成が問題となってくる。その場合、社会的連帯が前提となってくる。

第二のレベルでは、理念の問題が生じてくる訳です。この場合、上から下への計画の在り方に対して、下からの上への農民の主体の側での計画のかかわり方や能力が問題となる。この点で、意思決定をしていく能力、在り方、すなわち、農村自治（住民自治）の問題と不可分である。自治とのかかわりで見ると、農村計画は、分権化されているなかで、集権化されていく構造をもっていると思う。したがって、自治とのかかわりで、行動・実践のプロセス、すなわち、組織過程・実践過程の問題を考えていく必要があるであろう。とりわけ、行政と総体としての団体自治との関係を討論してほしいと思います。

つぎに、一九七八年に「農村自治——歴史的展開と現状」という

ことが掲げられたが、ファシズム期と戦後改革期については、十分に論じられていない。ファシズム期の計画、あるいは、主体の問題と、戦後改革期の変革主体としての制度形成主体、生産主体である人々の組織化の問題を自治との関連で埋めていくことが必要だと思います。

もう一つ、地方自治体の限られた財政のなかで、それを配分するために順位系列をつけ、責任を分ち、また、コンセンサスをつくっていくという農村計画の技術論も問題であると思われる。また、全体計画のなかでの地区計画の在り方、とくに、エゴイスティックな各地域の要求を合理化していくポリシーメイキングもみていく必要があると思います。

### 農村計画の基本問題

高橋 正 郎

一、農村計画への社会学的接近  
いままでの農村自治との関連で、総合的な問題提起を誰かにやっていたら。

#### 二、農村計画の歴史と思想

前回の高橋明善さんがイデオロギー的基礎、背景というようなことを言ってくれましたが、これは重要なことではないだろうか。

#### 三、農村計画と地域主体の形成

これは、竜山村にもありましたリーダーシップ、あるいは、集

落という既存の組織との関係。この辺の問題を現状分析に近い形で提起できるのではないだろうか。

#### 四、農村計画と合意形成

農村社会自体が多元社会になってきた。その多元社会の、とくに生産局面で合意形成をするメカニズム、あるいは、論理はどう考えればよいのか。この辺が理論的に整理されればありがたい。

### 本年度大会について

宇都宮大学 柿崎京一会員のお世話により、本年度大会の開催の日時と場所とが決まりました。

一、日時 一九八一年十月十三日(火)、十四日(水)

一、場所 日光市菖浦ヶ浜(ショウブガハマ)二、一八五

幸ノ湖荘(サチノコソウ) (地方公務員共済組合寮)

東武日光駅よりバス湯本温泉行にて竜頭の滝下車

以上の通りですが、ご出席の有無の調査を六月ごろおこないたいと思いますので、よろしくお願ひします。

### 会員名簿の作成について

本年は会員名簿を改訂したいと思います。住所や所属や電話番号などの変更のあった会員諸氏は事務局までぜひお知らせ下さい。



# 会員動向

## 〔新入会員〕

高植 直栄 安塚高等学校

新潟県東頸城郡松ノ山町天水島七七九  
TEL〇二五五―九六―二六〇六

櫻村 悦子

中央大学大学院  
182 調布市布田二―三二―一 こだま荘  
TEL〇四二四―八二―二四六七

## 〔住所、所属変更〕

地域社会計画センター

100 千代田区大手町一―八―三 農協ビル  
TEL〇三―二七〇―三四四四

長尾 正文

東京農業大学  
286 成田市加良一―一四 教住二〇一

杉岡 直人

北星学園大学文学部  
065 札幌市東区東苗穂町四九〇―一八  
TEL〇一一―七八二―四七七―一

有木 純善

信州大学農学部  
399 長野県上伊那郡南箕輪村八三〇―四  
信州大学宿舍三〇二―一  
TEL〇二六五七―一五二五五(内)二六〇三三四九

米村 昭二

北海道大学文学部  
060 札幌市北区北七条西九丁目  
中央第二公務員宿舍二一〇―一七

白樫 久

北見工業大学  
090 北見市小泉六六四―一二七  
TEL〇一五七―二四―〇四七〇

竹内 利美

東北福祉大学  
980 仙台市滝道一五―二二  
TEL〇二二二―一七八―二八四一

山本 英治

東京女子大学  
189 東村山市恩多町二―一八―二九  
TEL〇四二三―九三―三四二七

谷口 浩司

佛教大学社会学部  
603 京都市北区大宮開町一三  
西賀茂ハイッ五〇六

佐藤 守

秋田大学教育学部  
010 秋田市手形住吉町一―一四  
手形仁住宅一―一〇四  
TEL〇一八八―三四―四二五六

## 〔退会〕

武田 良実

所属・住所・電話等を変更した場合には、変更届をただちに事務局に提出して下さい。

〔補 足〕

〔高橋明善会員「農村計画についての論点」の二、農村計画の概念の最後のところ、三ページに次の文章を補足して下さい。〕

地域主義は玉野井氏によると次のように定義される。

「一定地域の住民がその地域の風土的個性を背景に、その地域の共同体に対して一体感を持ち、地域の行政的経済的自立と文化的独立性とを追求することをいう。」

この主張は、国土の中央へ国民的エネルギーの大半を集中し、その結果、地域社会を中央に従属せしめ、自立性と個性とを奪ったこと、地域をその独自性において位置づけ、地域住民に生き甲斐を与えるようなものとしての地域社会を崩壊させたことなどのもたらした集権的国家社会のあり方、とりわけ高度経済成長政策への反省と批判をふまえている。

以上、ランダムであるが、農村計画にかかわるいくつかの考え方を列挙してみた。限られた例示の中であるが、農村計画の概念には多くの問題が含まれていることが判る。

1. 計画概念は必ずしも中立的概念ではない。計画目標も国家計画や国家目的を強く意識するものから地域主義的発想まで多様である。そして国土庁の説明が自覚するように、計画の重点のおき方によって、計画相互の間にパラドクサスな側面があらわ

れてくる。

2. 計画主体として農村当局をおき、農村住民を受益者として考える立場（「農村整備」）と自治、自主性、参加、民主主義を強調する立場との間にもずれがある。

3. 産業と生活、産業か生活かの問題についても、両者の分離、一方のみの重視、両者の結合（京都府の例）など視点の違いがある。

4. どのような指導理念をもちこむか重要である。自由、均衡、安全達成は西ドイツの場合である。そのほかにも安定感のある居住環境、地域文化、自然との調和、循環の回復、コミュニティ、地方自治、行政的経済的文化的自立、憲法と民主主義、連帯感など多くの問題が提示されている。

5. 村研の過去の論議の展開からいうならば、農村の自治的、自立的発展とりわけ最近沖繩で概念化されてきた内発的發展ということが計画論と併せて考えられる必要がある。

### 特別研究会開催案内

農水省の方を招いて、農業構造改善事業と農村計画とのかわりについてお話しを聞く会を開きたいと思ひます。

- 一、報告者 構造改善局事業課長 塩 呷二郎氏
- 一、内 容 農業構造改善事業と地域農業
- 一、日 時 六月十三日（土曜日）午後二時より
- 一、場 所 中央大学会館（国電お茶の水駅下車）